

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第237号)

平成15年3月13日

横情審答申第237号

平成15年3月13日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年3月26日建宅指第886号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「港北区新吉田町5609番の1所在の建築物に係る行政手続法に基づく弁明
書」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「港北区新吉田町5609番の1所在の建築物に係る行政手続法に基づく弁明書」のうち、建築物平面図を非開示とした決定は妥当ではなく、当該部分を開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「港北区新吉田町5609番の1所在の建築物に係る行政手続法に基づく弁明書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成13年10月2日付けで行った一部開示決定のうち、建築物平面図（以下「本件平面図」という。）を非開示とした部分の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書のうち、本件平面図については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第3号ア及び第4号に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件平面図は、弁明書に添付され、本市に任意に提出されたものであるが、本件図面には間取り、開口部、寸法等のほか、各部屋の部屋名等が具体的に記載されている。

本件平面図には、設計者の建築設計上の技術的ノウハウが含まれており、公にすることにより、設計者の事業活動が損なわれるおそれがあるため、本号アに該当する。

(2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件建築物は、平成12年12月20日までには是正が完了し、本件所在地には現存していないが、被命令者に確認したところ、新しい建築物であったため、被命令者の所有地に移築しており、現在も、被命令者の建築物として使用しているとの説明を受けている。また、移築に当たっては、一部の部屋について用途の変更を行ったことを除けば、建築物の内部構造は、従前と同じものであり、建築基準法（昭和25年法

律第201号)に基づく建築確認も適法に受けていると聞いている。

したがって、本件建築物は、本件所在地から移築後も現存しており、公にすることにより警備上の支障が生ずるおそれがあるため、本号に該当する。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書のうち、本件平面図を非開示とした決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分のうち、本件平面図に関する情報の非開示処分の取消しを求める。
- (2) 当該建築物は平成12年12月25日付で是正(撤去)の事実が確認されており、既に存在しない。したがって本件平面図については非開示とする理由はない。
- (3) 実施機関は、処分理由説明書で本件建築物の移転後について言及している。しかしながら、申立人は本件建築物の移転後の情報については何ら開示請求していない。あくまでも対象は、「港北区新吉田町5609番の1所在の建築物に係る行政手続法に基づく弁明書」についてである。
- (4) 仮に移転後の本件建築物の状況によっては開示部分に何らかの影響を及ぼすとなると、本件の場合、偶々移転後に被命令者と連絡が可能であったに過ぎず、被命令者が行方不明や倒産等の場合や、被命令者が本件建築物を譲渡した場合、移転後に本件建築物が物理的に滅失・朽廃した場合、現存するも使用を止めた場合及び移転後現存しなくても、将来において再築した場合などそれぞれの時点について考慮しなければならない。

本件建築物の現況確認も被命令者からの聴取のみで、実施機関自ら確認したわけではなく、現在は適法な建築物であるとしても、果たして従前と同じ部材で構築されているのか真実性に乏しい。

本件にかかわらず、移転後の建築物の現況について把握することは容易なことではなく、これらを実施機関が実施するとなると過重な負担とならざるをえない。

よって、移転後の本件建築物の状況は考慮せず、当該地番に現存しない限り、公にすることにより警備上の支障が生じるおそれがないため、本号には該当しない。

- (5) 本件建築物の設計者の建築設計上のノウハウが含まれているのであれば、設計者自らが特許等を申請すれば十分である。特許権でさえ有効期間の定めがあるにもかかわらず、当該地番に再度建つことが予想しがたい、一旦撤去された建築の平面図にかような保護法益を永久に認めることは社会経済上のバランスを欠く。よって公にすることにより、設計者の事業活動が損なわれるおそれが、必ずしもあるとは言

えず、条例第7条第2項第3号アにも該当しない。

5 審査会の判断

(1) 都市計画法違反に係る是正措置について

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第81条第1項によると、指定都市の長は、法等に違反した者に対して、都市計画上必要な限度において、法の規定による許可、認可若しくは承認の取消し等を行い、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、工作物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができることとされている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、法第29条に規定する開発行為の許可を得ることなく建築物を建築し、及び特定工作物を建設した者に対し、法第81条第1項の規定に基づいて、横浜市長が当該建築物及び特定工作物の除却を命ずるに至るまでの一連の過程において、弁明の機会の付与を行った際に、実施機関が、被処分者から提出を受けて取得した「行政手続法に基づく弁明書」で、弁明者の住所及び氏名、建物等の所在地及び概要、工作物及び建築物を建築し、又は取得した目的及び事情並びに違反是正についての考え等が記録されている。

本件平面図は、このうちの資料として添付された建築物平面図である。

(3) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件平面図について、設計者の建築設計上の技術的ノウハウが含まれており、公にすることにより、設計者の事業活動が損なわれるおそれがあるため、本号アに該当するとして非開示としているので、その妥当性について検討する。

ウ 本件平面図は、事務所として使用する建築物に関する平面図であって、間取り、開口部及び室名が記録されているが、本件平面図に関しては、当該建築物の設計者独自の知識や技術を駆使した創意工夫又はノウハウが含まれていると判断できる具体的な立証が、実施機関においてなされておらず、これを公にすることにより、当

該設計者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、本号アに該当しない。

エ 実施機関は、本件平面図について、条例第7条第2項第4号にも該当すると主張しているので、次にその妥当性について検討する。

(4) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件建築物は本件所在地には現存していないが、移築して現在も使用しており、移築に当たっては、一部の部屋について用途の変更を行ったことを除けば、建築物の内部構造は、従前と同じものであることから、本件平面図については、公にすることにより警備上の支障が生ずるおそれがあるため、本号に該当するとして非開示としている。

ウ 本件建築物については、本件請求の時点で、既に本件所在地に現存しておらず、現存しない建築物に係る本件平面図を開示しても、第三者に侵入されるなどして、当該法人及び個人の財産権が侵害されるおそれがあるとはいえない。

また、本件建築物が、他の場所に移築して現存しているとしても、移転先の所在地については、本件申立文書中でも明らかにされておらず、一般に入手可能な情報でもなく、本件所在地における本件平面図を開示することによって、移転先で、本件建築物が第三者に侵入されるなどして、当該法人及び個人の財産権が侵害されるおそれがあるとはいえない。

したがって、本件平面図については、本号に該当しない。

(5) 結 論

以上のとおり、本件申立文書のうち、本件平面図については、条例第7条第2項第3号ア及び第4号のいずれにも該当しないものであることから、実施機関が本件平面図を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年3月26日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成14年4月26日 (第268回審査会)	・諮問の報告
平成14年5月2日	・異議申立人から意見書を受理
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成14年12月26日 (第4回第一部会)	・審議
平成15年1月17日 (第5回第一部会)	・審議
平成15年2月14日 (第6回第一部会)	・審議
平成15年2月25日 (第7回第一部会)	・審議